

九、解決要綱

- 一、小作人等より深江信用購買利用組合に納入すべき昭和九年度小作本根組合の指定に従ひ五ヶ年々賦収之を支拂ふものとしとす（購買上は生死）
- 二、深江信用購買利用組合管理に拘る本根賦収の土地小作人は永久一割賦収すること
- 三、土地小作認第八根目を左の如く改む
 眞組台に於て地主の必要により止むを得ざる理由として
 土地返還を求むるときは地主小作人が方賦収の上解決すること

發第二二號

昭和十一年一月二十一日

福岡出張所長 清原 進

山門郡大和村に於ける小作爭議狀況別紙の通御送付申上候